

令和 8 年度渋川市 SNS 情報発信事業補助金交付要領

令和 8 年 7 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市の魅力をより多くの人に周知するため、ソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）を用いて市の魅力向上につながる情報発信に要した費用の一部を補助します。
内容	SNSを用いて市の魅力向上につながる情報を発信する事業とし、次に掲げる条件を満たすものです。 (1) 市の魅力を動画や写真を活用して次に掲げる SNS（1 つ以上）で発信すること。 ア YouTube（ユーチューブ） 提供：Google社 イ Instagram（インスタグラム） 提供：Meta社 ウ TikTok（ティックトック） 提供：ByteDance社 (2) 情報発信は、フォロワー又はチャンネル登録者が 10 万人を超えるアカウントで行うこと。 (3) 撮影は渋川市内で行い、原則として複数の場所を撮影すること。 (4) 情報発信について、動画投稿の場合は、長尺（5 分以上）の動画を 2 回以上投稿する又は短尺（5 分未満）の動画を 3 回以上投稿すること。写真投稿の場合は、5 回以上投稿すること。なお、動画と写真を組み合わせた投稿の場合は、動画投稿として扱う。 (5) 情報発信は、ステルスマーケティングにならないよう、渋川市の補助事業として発信すること等を明示すること。 (6) 情報発信の内容は、次に掲げる項目に該当しないこと。 ア 市又は撮影先の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれがあることを含むもの。 イ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。 ウ 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とするもの。 エ 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのあることを含むもの。 オ 内部的な活動を目的とするもの。
	補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 補助対象事業を実施する SNS のアカウント管理者又は管理者が所属する法人であること。

	補助対象者	(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (3) 市税を滞納していないこと。 (4) 当該年度の前年度に渋川市SNS情報発信事業補助金の交付を受けていないこと。
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。 (1) 申請者の居住地等と渋川市を往復する経費及び市内を移動する経費（交通費、車の燃料費及び車の賃借料） (2) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定に基づく群馬県知事の許可を受け、旅館業又はホテル業を営む施設）に宿泊する経費 (3) 市内で利用する施設やサービスの利用料 (4) 市内の店舗等で食事をする経費 (5) 市内の店舗等で農産物、菓子類及び工芸品等の特産品並びに食材及び消耗品を購入する経費
	交付金額	補助対象経費の10分の10の額とし、180,000円を限度とします。ただし、しぶかわ推しに関する動画投稿又は写真投稿を行った場合は、200,000円を限度とします。 経費のうち燃料費に関する経費は、出発地と目的地が明確なものに限り、1キロメートル当たり10円とします。また、宿泊の経費は、一人一泊当たり30,000円を上限とします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。
交付 手 続 等	交付条件	(1) 補助金を受けてSNSで情報発信した投稿は、誰でも閲覧できるようにすること。また、投稿日から1年以上閲覧できるようにすること。 (2) 補助金を受けてSNSで情報発信した投稿に、事実と異なる内容があった場合、投稿し直し等で修正を行うこと。 (3) 事業は、2月末日までに完了すること。
	補助希望者の申込方法、時期等	補助希望者は、市ホームページから応募フォームにアクセスし、6月30日までに次に掲げる事項を入力及び送信し、申し込んでください。ただし、6月30日までに補助希望者が予算に定める人数に満たない場合は、延長することがあります。 (1) 申込者の情報（住所、氏名、電話番号など） (2) 利用するSNSの情報（サービス名、アカウント名、URLなど） (3) SNSで投稿する企画内容

	(4) 撮影及びSNSの投稿を行う時期（予定） (5) 事業経費の見込額
交付内示の時期等	申込内容に基づき、市は審査を行い、7月31日までに補助の対象とする者を決定し、交付内示をします。ただし、申込み時期が延長された場合、決定時期も延長することがあります。 審査は、SNSのフォロワー等の数、過去の投稿の閲覧数や投稿内容、補助を受ける投稿の企画内容などを基準に審査を行います。 補助金の交付内示又は不採用を決定し、電子メールにより申込者に連絡します。
交付申請の方法、時期等	交付内示を受けた場合、渋川市SNS情報発信事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する14日前までに提出してください。 (1) 計画説明書 (2) 収支予算書 (3) 補助金を必要とする理由書 提出方法は、郵送または窓口への持込みによる書面での提出、又は電子メールによる電子データでの提出としてください。 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定の時期等	交付申請のあった日から14日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定し、渋川市SNS情報発信事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
変更交付申請の方法、時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市SNS情報発信事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市SNS情報発信事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知します。
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内に、渋川市SNS情報発信事業補助金事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) SNS投稿内容報告書 (2) 収支決算書 (3) 支出金額を証明する書類
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合する

	と認めたときは、渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金確定通知書（様式第６号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期等	補助金の額の確定の通知を受けてから３０日以内に、渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金交付請求書（様式第７号）に渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金確定通知書（様式第６号）の写しを添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から３０日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。 （１） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 （２） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金交付要綱、この要領、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 （３） 補助対象事業の中止を申し出たとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 （１） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 （２） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金交付申請書（様式第１号） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金変更交付申請書（様式第３号） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第４号） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金事業完了実績報告書（様式第５号） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金確定通知書（様式第６号） 渋川市ＳＮＳ情報発信事業補助金交付請求書（様式第７号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所広報課（本庁舎） 電話 ０２７９－２２－２１８２（直通） メールアドレス citybrand@city.shibukawa.gunma.jp